



# 第112回 定時株主総会

# 招集ご通知

**開催日時** 2021年6月29日（火曜日）午前10時  
受付開始予定：午前9時15分

**開催場所** 広電本社ビル3階会議室  
広島市中区東千田町二丁目9番29号

**決議事項** 議案 取締役10名選任の件

✉ 郵送による議決権行使期限

2021年6月28日（月曜日）午後6時00分まで

## 【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルス感染回避のため議決権の行使は郵送で行い、当日のご来場は自粛をご検討ください。

なお、本総会における感染予防の対応に関する詳細は、同封しております「新型コロナウイルス感染防止への対応について」をご覧ください。また、今後開催場所などの変更が生じた場合は、下記当社ホームページに掲載いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

( <https://www.hiroden.co.jp/> )

## 目 次

第112回定時株主総会招集ご通知……………	1
（添付書類）	
事業報告……………	4
連結計算書類……………	29
計算書類……………	31
監査報告書……………	33
株主総会参考書類……………	39

株主総会ご出席者への市内電車特別乗車券の配布を取りやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

広島市中区東千田町二丁目9番29号  
広 島 電 鉄 株 式 会 社  
代表取締役社長 椋 田 昌 夫

## 第112回定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、事情ご賢察のうえ、郵送(書面)による議決権行使を行っていただきますようお願い申し上げます。お手数ではございますが、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、できる限り同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日(月曜日)午後6時までに到着するようご送付いただきたく重ねてお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2021年6月29日(火曜日) 午前10時

2. 場 所 広島市中区東千田町二丁目9番29号

広電本社ビル3階会議室

(裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第112期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第112期連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

議案 取締役10名選任の件

以 上

当日の受付開始は、午前9時15分を予定しております。

**当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。**

「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.hiroden.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、本招集ご通知の添付書類の連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正の必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（<https://www.hiroden.co.jp/>）に掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

## 郵送（書面）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送ください。なお、郵送（書面）により議決権行使をされた場合でも、株主総会にご来場いただくことは可能です。

（下記の行使期限までに到着するようご返送ください）



## 株主総会にご出席される場合

会場へお越しの際は、同封の議決権行使書用紙をご持参ください。

株主総会日時

2021年6月29日（火曜日）

午前10時（受付開始：午前9時15分）



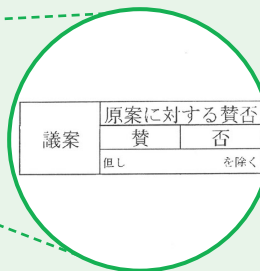
行使期限

2021年6月28日（月曜日）午後6時到着分まで

## 議決権行使書のご記入方法

こちらに、議案に対する賛否をご記入ください。

<b>議決権行使書</b> 広島電鉄株式会社 御中		基本日現在のご所有株式数 _____ 株 議決権の数 _____ 割						
株主総会日 2021年6月29日	議決権の数 _____ 割	議決権の数は1単元ごとに1割となります。						
私は上記開催の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。 2021年6月 日								
（ご留意） 当社は、議案につき賛否の表示のない場合は、賛否の意思表示がなかったものと見做させていただきます。	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">原案に対する賛否</th> </tr> <tr> <td>賛</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	原案に対する賛否		賛	否	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	お、願、い 1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にて提出ください。 2. 当日ご出席できない場合は、議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、お早めにご返送ください。 3. 第2号議案において、候補者の一部の数につき賛とならざるを希望する場合は、株主総会参考資料の候補者番号をご記入ください。
	原案に対する賛否							
賛	否							
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">原案に対する賛否</th> </tr> <tr> <td>賛</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	原案に対する賛否		賛	否	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	株主番号 _____ 広島電鉄株式会社
原案に対する賛否								
賛	否							
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							



● 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印

● 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

※一部の候補者につき異なる意思を表示する場合、「賛」若しくは「否」の欄に○印をし、候補者の番号をご記入ください。

(添付書類)

# 事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により、企業収益の大幅な落ち込みが続き、極めて厳しい状況となりました。

このような経済情勢のもと、当社グループは、経営環境が大きく変化する中においても、持続的な成長に向けて目標と計画を明確にし、経営基盤の強化と企業価値の向上に繋げていくことを方針に据え、2020年度を初年度とする中期経営計画「広電グループ総合3ヵ年計画2022」を策定し、様々な施策を推進しました。

当社グループ各社は、お客様や従業員の安全を最優先に考え、感染防止対策を講じて事業継続に向けた取り組みを推進するとともに、中期経営計画に基づく設備投資計画におきましても必要な見直しを行い、固定費の削減にも努めてまいりましたが、外出や移動の自粛の要請などによる社会経済活動の制限や、消費需要の低下などが大きく影響し、一部の事業を除き減収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、運輸業、流通業およびレジャー・サービス業において新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、前連結会計年度と比較して22.8%、7,501百万円減少して、25,409百万円となりました。利益につきましては、営業損益は、前連結会計年度の営業損失309百万円に対し、6,057百万円の営業損失となり、経常損益は、前連結会計年度の経常損失290百万円に対し、6,049百万円の経常損失となりました。ホテル事業に係る固定資産一式、および楽々園ファミリータウン内のテナント商業施設「ナイスディ」棟について減損損失を計上したものの、新型コロナウイルス感染症に係る各種助成金1,822百万円の受領により、自動車事業に係る「運行補助金」を含めた特別損益は改善しました。これに、繰延税金資産の取崩し599百万円を含んだ法人税等を差し引きした結果、親会社株主に帰属する当期純損益は、前連結会計年度の629百万円の当期純利益に対し、3,291百万円の当期純損失となりました。

当期につきましては、このような業績結果を踏まえ、今後の財務状況などを勘案いたしました結果、誠に遺憾ではございますが、配当は無配とさせていただきたく、何卒ご了承承賜りますようお願い申し上げます。

各セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

## (1)運輸業

運輸業におきましては、新型コロナウイルス感染予防のため、乗務員のマスク着用の義務づけ、電車・バス車内の定期的な消毒、空調機やドア・窓開けによる車内の換気などの予防対策を実施するとともに、お客様に車内の混雑状況をお知らせし、時差通勤やオフピーク利用のご協力をお願いすることにより、お客様や従業員の安全の確保を図りました。

地域の公共交通を巡る状況は、従来からの少子高齢化の進行に新型コロナウイルス感染症の影響が加わり、益々厳しさを増していますが、当社グループは、お客様の利便性と事業の効率性の両立を図り、公共交通の路線ネットワークを確保するため、将来にわたって持続可能な新たな交通システムの構築を目指し、様々な取り組みを実施しました。

2021年2月に、広島都市圏におけるMaaS事業の中核であるデジタルチケットサービス「MOBIRY（モビリー）」について、経路検索機能やシェアサイクルなどの交通モードとの連携機能などを追加し、さらなる利便性向上と機能強化を図りました。また、広島都市圏のMaaS構築に向けた新たな交通システムとして、AIオンデマンド交通「SMART MOVER（スマートムーバー）」を広島市佐伯区の日市湾岸地区で運行を開始するとともに、SMART MOVERと当社電車の乗車券がセットになった乗車券をMOBIRY限定で販売を開始しました。

当社グループの将来の事業活動に大きな影響のある事業計画につきましては、見直しを余儀なくされた設備投資計画もありますが、若干の遅れはあるものの計画どおり実施しました。宮島口整備事業につきましては、2020年8月に鉄道施設変更認可を取得し、9月から軌道移設工事、2021年2月から広電宮島口駅の新駅建設工事に着手しました。広島駅南口再整備事業につきましては、2020年11月から電車の広島駅前大橋ルート of 工事に着手しました。

鉄軌道事業では、旅客サービスの向上とバリアフリー化の推進に向けて2021年3月に、超低床車両5200形2編成を導入したほか、輸送の安全確保のため、2021年3月にATS地上設備更新工事を完了しました。

自動車事業では、計画的な車両代替の必要性や、鉄軌道事業と同様に旅客サービスの向上とバリアフリー化の推進に向けて、ノンステップハイブリッドバスのほか、2020年11月には、広島空港リムジン線（広島～広島空港線）に、新たに「車いす対応リフト付バス車両」を導入しました。

鉄軌道事業、自動車事業ともに、お客様の行動様式の変化により、利用者数が日中時間帯および深夜時間帯を中心に大幅に減少したため減収となりましたが、最終便運行時刻の繰り上げや、お客様の利用実態に応じた運転本数、運行間隔の調整によるダイヤ改正などの運行効率化を行い、原油価格の下落に伴う燃料費の減少のほか、不要不急の経費見直しなど、費用の削減に努めました。

海上運送業では、宮島航路を運航するフェリーの燃料費の減少や、新造船「安芸」の経年による減価償却費の減少などにより、前連結会計年度と比較して営業費用は減少しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により宮島への来島者が大幅に減少したことから、減収となりました。

航空運送代理業では、国内便、国際便ともに、新型コロナウイルス感染症により、お客様の移動が制限されたことなどにより、航空便のかつてない運休、減便が行われ、減収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して32.4%、7,073百万円減少して14,782百万円となり、営業損益は前連結会計年度の営業損失1,682百万円に対し、7,174百万円の営業損失となりました。なお、運行補助金を含めた損益は、前連結会計年度の12百万円の利益に対し、4,881百万円の損失となりました。

## (2) 流通業

流通業におきましては、廿日市市宮島口の観光商業施設「etto (エット)」の施設運営管理事業を新たに開始しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により休業を余儀なくされました。宮島口整備事業に伴い、宮島口もみじ本陣を2019年12月に閉店したことや、山陽自動車道の宮島、下松の両サービスエリア店舗におきましても、レストランなど飲食部門の営業の休止や営業時間を短縮したことにより減収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して49.8%、1,291百万円減少して1,300百万円となり、営業損益は前連結会計年度の営業利益28百万円に対し、123百万円の営業損失となりました。

## (3) 不動産業

不動産業におきましては、不動産賃貸業では、新型コロナウイルス感染症拡大によるテナントの収益減少などに対応して賃料を減額したため、減収となりました。不動産販売業では、広島市中区の分譲タワーマンション「hitoto 広島The Tower」が2020年4月に竣工、8月から分譲引渡しを開始したことにより、増収となりました。また、広島県安芸郡府中町の分譲マンション「ザ・府中レジデンス」について、2021年5月の分譲引渡しに向け、建設および販売活動を進めました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して26.9%、1,082百万円増加して5,107百万円となり、営業利益は前連結会計年度の営業利益1,266百万円に対し、20.2%、255百万円増加し、1,522百万円となりました。

#### (4) 建設業

建設業におきましては、グループ会社の本社屋新築工事など当社グループ向け工事や、民間工事の受注は増加したものの、砂防堰堤工事、下水道建設工事などの大型の公共工事の減少により、減収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して2.6%、124百万円減少して4,666百万円となり、営業利益は前連結会計年度の営業利益188百万円に対し、11.9%、22百万円減少し、166百万円となりました。

#### (5) レジャー・サービス業

レジャー・サービス業におきましては、ホテル業では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により訪日外国人観光客、国内観光客ともに大幅に減少し、宴会部門におきましても感染拡大の懸念から、ほとんどの予約がキャンセルになりました。また、建物の老朽化や、新型コロナウイルス感染拡大による事業の低迷が長期にわたると見込まれることから2021年1月末日をもって営業を終了したことも影響し、前連結会計年度と比較して大幅な減収となりました。

ゴルフ業では、広島県三原市の「グリーンバースゴルフ倶楽部」におきましても、広島県ゴルフクラブ連盟主催の大会を開催するなど来場者の増加に努めましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による大会の中止や企業主催のコンペのキャンセルなどにより来場者が減少し、減収となりました。広島市東区のゴルフ練習場「広電ゴルフ」におきましては、個人利用が多く打席間隔も広く取れることから新型コロナウイルス感染に関しては比較的安全と考えられ、来場者が増加し、増収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して45.7%、817百万円減少して、970百万円となり、営業損益は前連結会計年度の営業損失9百万円に対し、432百万円の営業損失となりました。



## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は5,302百万円であり、主なものは次のとおりであります。

運輸業	国産超低床型路面電車購入（2編成）	880	百万円
	自動車事業用車両購入（28両）	714	
	広島北営業所改築工事（開発中）	309	
不動産業	広電宮島口駅移設工事（開発中）	1,180	
	広電本社ビル別館用土地建物購入	506	百万円
	海老山賃貸マンション新築工事（開発中）	222	
レジャー・サービス業	ゴルフカート更新（10台）	12	百万円

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、金融機関からの借入金により資金調達を行っております。なお、当連結会計年度末現在の社債を含めた借入金総額は21,902百万円で、前連結会計年度末と比べ1,654百万円増加しております。

## 4. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見えないなかで、一定の経済活動抑制を余儀なくされ、特に運輸業においては、2021年度以降もコロナ以前の収益の回復が見込めない可能性があると思われまます。

新型コロナウイルス感染拡大によって、運輸業の収益の悪化が当社グループ全体の業績に大きな影響を及ぼすこととなりますが、将来に向けて継続的に事業ポートフォリオの最適化を行い、ビジネスモデルが異なる新たな事業分野への進出や、輸送の安全確保を前提とした既存業務の効率化による高収益体質への転換により、稼ぐ力を強化するとともに、安定した経営基盤を構築し、当社グループ全体の持続的な成長を目指してまいります。

新たな取組みの1つとして、当社を含む16社で構成されるコンソーシアムが「広島空港特定運営事業等」の優先交渉権者に選定され、2020年11月に広島国際空港株式会社を設立し、2021年7月から空港運営事業を開始します。当社グループは、広島空港および周辺地域の活性化を推進し、さらには内外交流人口拡大などによって、中四国地域全体の活性化や地域の発展に貢献することを通じ、当社グループの様々な事業領域における成長に取り組んでまいります。

また、広島市中心部における公有地の民間活用Park-PFI制度による公募事業や、街づくり組織への参画・連携を通じ、広島都心の賑わいづくりや街づくりに積極的に携わってまいります。将来的には、街の価値向上や都心の活性化が図られることで、当社事業への親和性や、相乗効果による当社グループ全体の収益性を高める持続可能な事業展開を目指します。

さらに、新型コロナウイルス感染症がもたらすライフスタイルや社会課題の変化に迅速に対応し、当社グループがお客さまや地域社会から将来にわたって支持され続ける企業グループとして、ニューノーマル時代に対応した体制を構築し、ESGの観点やSDGsを意識しながら、中期経営計画「広電グループ経営総合3カ年計画」で掲げる経営戦略をさらに発展させて取り組んでまいります。

事業ポートフォリオの最適化を推し進め、新たな収益を確保する体制を整備し、早期の復配を目指す所存でございますので、株主の皆さまにおかれましては、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

各セグメントにおける対処すべき課題については、次のとおりであります。

## (1) 運輸業

運輸業におきましては、2020年11月に地方の乗合バス事業に関する独占禁止法適用除外に関する特例法が施行されたことにより、事業者間での運行回数、運行系統の調整や運賃収入のプール精算が可能となったことから、当社グループは、持続可能な公共交通ネットワークの形成に向け、広島市を始めとする沿線自治体や他事業者と協議の上、さらなる路線再編の検討を進めてまいります。

広島市中心部では当社グループの電車、バスのほか、他のバス事業者も路線バスを運行しており、お客様が利用しやすい路線に再編して効率的な運行にするためには、当社グループ以外のバス事業者との連携、協力が不可欠となっております。当社グループは、事業者の枠を超えた路線再編や、電車・バス共通のサービスの導入などを進めていくことで、地域住民・来訪者にとって「分かりやすく利用しやすい」公共交通とすることを目指し、移動を便利にすることで地域を活性化し、広島街づくりに貢献してまいります。

また、国土交通省が「事業用自動車総合安全プラン2025」のなかに「ICTを活用した高度な運行管理の実現」を位置付け、バスの運行管理業務を一元的に管理するための機器やシステムの要件などを検討する方針を打ち出しています。当社では現在、乗務員の始業時・終業時には営業所ごとに運行管理者による対面点呼や、一部の遠隔地の車庫でのテレビ電話点呼を実施しておりますが、今後、国の運行管理の高度化に関わる要件を見据えて実証実験にも参画し、安全性の向上を図りながら各営業所の運行管理業務を集約することにより業務の効率化を進め、コスト削減につなげることを検討してまいります。

なお、宮島口整備事業につきましては、鉄道線の軌道に移設し、広電宮島口駅の新駅を旅客ターミナルへ隣接した場所に建設することで、宮島口周辺地区の観光拠点としての賑わいと快適性・利便性の両立に貢献することを目指し、観光商業施設「etto」の収益向上にも資するよう、2022年6月の供用開始に向けて取り組んでまいります。

## (2) 流通業

流通業におきましては、観光商業施設「etto」では、地域の観光の活性化に貢献できるよう、テナント各店と一体となって、魅力ある施設づくりに向けた運営管理に努め、収益の確保に注力します。また、2021年度末で道路会社とのテナント契約が満了時期を迎える宮島、下松両サービスエリア店舗において、魅力のある店舗運営に努めるとともに、今後の高速道路交通量の動向を踏まえながら事業の継続について検討を進めてまいります。

### (3) 不動産業

不動産業におきましては、当社グループが保有する資産の有効活用により、人が集まり、夢がある街づくりに参画して、広島活性化に寄与することで、公共交通を中心とする当社グループの事業の発展に貢献してまいります。2021年3月末日をもって会社を解散したホテルニューヒロデンの建物や、2021年9月に閉館する広島市佐伯区の楽々園ファミリータウン内のテナント商業施設「ナイスディ」棟につきましては、現時点では建物解体時期や敷地活用は未定ですが、今後具体的な活用方針の検討を進めていき、様々な形で行政や地域社会、さらには専門的なノウハウを持つ当社グループ以外の事業者などとも連携して、収益を最大限確保できるよう事業展開を図ってまいります。

### (4) 建設業

建設業におきましては、来年度以降工事が本格化する宮島口整備事業・広島駅南口再整備事業をはじめ、計画中の大規模再開発事業等についても、全社一丸となって着実に進めてまいります。

### (5) レジャー・サービス業

レジャー・サービス業におきましては、積極的な営業活動を展開するとともに、引き続き顧客満足度の向上に取り組んでまいります。

広島市中区のボウリング場「広電ボウル」では、ボウリング教室などの様々なイベントや新たな企画などを実施し、固定客の増加に努めてまいります。

広島県三原市の「グリーンバースゴルフ倶楽部」では、入場者の拡充と一年会員の継続および新規獲得を目指し、積極的な営業活動を行うとともに、より一層のコース整備の充実に努め、「来場者の満足度の向上」に努めてまいります。また、2021年度より新会員の募集を開始することを踏まえ、社員一同、力を合わせて新会員の獲得および拡大に取り組み、リピーターの確保や来場者の増加に努めるなど、経営基盤の強化を図ってまいります。広島市東区のゴルフ練習場「広電ゴルフ」では、練習場・ゴルフ用品・レッスンの三本の矢で、お客様の「上手になりたい」とのお気持ちに応え、固定客の増加に努めてまいります。

## 5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第109期	第110期	第111期	第112期 (当連結会計年度)
	2017年4月1日から 2018年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
営業収益 (百万円)	40,252	36,545	32,910	25,409
経常損失 (△) (百万円)	△222	△322	△290	△6,049
親会社株主に帰属する 当期純利益又は純損失 (△) (百万円)	855	636	629	△3,291
1株当たり当期純利益 又は純損失 (△)	28円22銭	20円98銭	20円76銭	△108円51銭
総資産 (百万円)	88,713	88,758	89,831	92,121
純資産 (百万円)	42,355	42,178	42,275	39,384

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 2017年9月1日付で普通株式2株につき普通株式1株の割合で株式併合を実施しております。第109期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第110期の期首から適用しており、第109期に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

## 6. 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業の種類別セグメント	主要な事業内容
運輸業	鉄軌道事業、自動車事業、海上運送業、索道業、航空運送代理業、ハイヤー事業
流通業	物品販売業
不動産業	不動産賃貸業、不動産販売業
建設業	土木・建築業
レジャー・サービス業	飲食業、ボウリング業、ゴルフ業、ホテル業

(注) レジャー・サービス業に含まれております、当社グループのホテル事業は、2021年1月31日をもって廃止しております。

## 7. 重要な親会社および子会社の状況 (2021年3月31日現在)

### (1) 親会社の状況

該当事項はございません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
広電建設株式会社	50百万円	100%	土木・建築業

## 8. 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

### (1) 当社

事業所名	所在地
本社	広島市中区東千田町二丁目9番29号
鉄軌道事業 千田営業課 西広島営業課	広島市中区東千田町 広島市西区草津南
自動車事業 曙営業課 仁保営業課 江波営業課 広島南営業課 西風新都営業課 広島北営業課 呉中央営業課 焼山営業課	広島市東区曙 広島市南区仁保沖町 広島市中区江波西 広島市中区西白島町 広島市佐伯区石内北 広島市西区小河南町 広島県呉市築地町 広島県呉市焼山北
不動産事業	広島市中区東千田町

### (2) 重要な子会社

会社名・事業所名	所在地
広電建設株式会社 本社	広島市中区東千田町

## 9. 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

### (1) 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
運輸業	2,011 名	△25 名
流通業	39	△4
不動産業	163	△6
建設業	64	△1
レジャー・サービス業	86	+1
合計	2,363	△35

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は含んでおりません。

### (2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,750 名	△30 名	47.1 歳	17.0 年

(注) 出向者54名を含み、退職者20名、労働組合専従者7名、臨時雇・嘱託123名を含んでおりません。

## 10. 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社広島銀行	5,807 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	5,487
三井住友信託銀行株式会社	2,225
日本生命保険相互会社	2,034
株式会社みずほ銀行	1,328
株式会社日本政策投資銀行	1,248
株式会社もみじ銀行	897
株式会社山陰合同銀行	794
株式会社商工組合中央金庫	597
株式会社日本政策金融公庫	378



## II 会社の現況

### 1. 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 120,000 千株  
 (2) 発行済株式の総数 30,445 千株  
 (3) 株主数 4,625 名 (前事業年度末比+337名)  
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
広島日野自動車株式会社	1,170 千株	3.9 %
株式会社広島銀行	1,044	3.4
株式会社三菱UFJ銀行	877	2.9
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 五洋建設口	757	2.5
出光興産株式会社	750	2.5
株式会社鴻治組	701	2.3
広島ガス株式会社	618	2.0
三井住友海上火災保険株式会社	435	1.4
野村信託銀行株式会社 退職給付信託 三菱UFJ信託銀行口	375	1.2
損害保険ジャパン株式会社	339	1.1

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (69,144株) を控除して計算しております。  
 2. 株式会社広島銀行の持株数には、株式会社広島銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式802千株 (持株比率2.6%) を含んでおります (株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 広島銀行口」であります)。なお、当該株式は、信託約款の定めにより株式会社広島銀行が議決権を留保しております。

## 2. 会社役員の状況

(1)取締役および監査役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	椋 田 昌 夫		(株)グリーンバース・ヒロデン 代表取締役社長 (株)ホテルニューヒロデン 代表取締役社長 広島観光開発(株) 代表取締役会長 (株)交通会館 代表取締役社長 広島ゴルフ観光(株) 代表取締役社長
常務取締役	倉 本 勇 治		広電エアサポート(株) 代表取締役会長
常務取締役	仮 井 康 裕	交通政策本部長 人財管理本部長	
常務取締役	横 田 好 明	経営企画本部長 バス事業本部長	
取 締 役	藤 元 秀 樹	交通技術研究室長	
取 締 役	平 町 隆 典	電車事業本部長	
取 締 役	瀬 崎 敏 正	不動産事業本部長	広電建設(株) 代表取締役社長
取 締 役	岡 田 茂	経営管理本部長	
取 締 役	立 岩 薫	交通政策本部副本部長 交通政策担当	
社 外 取 締 役	田 村 興 造		広島ガス(株) 代表取締役会長
常 勤 監 査 役	尾 崎 宏 明		
社 外 監 査 役	坂 井 康 成		
社 外 監 査 役	川 上 清 一		

- (注) 1. 取締役田村興造氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役坂井康成氏および川上清一氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役坂井康成氏は、金融機関における豊富な経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役川上清一氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、社外取締役および各社外監査役を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。  
 5. 2020年6月26日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって、社外取締役秦清氏は任期満了により退任いたしました。

6. 上記5.と同日開催の取締役会において、取締役の地位および担当が次のとおり変更されました。

氏名	地位	担当
仮井康裕	常務取締役	交通政策本部長、人財管理本部長
横田好明	常務取締役	経営企画本部長、バス事業本部長
藤元秀樹	取締役	交通技術研究室長
立岩 薫	取締役	交通政策本部副本部長、交通政策担当

7. 当事業年度末日後、2021年4月1日で取締役の担当が次のとおり変更されました。

氏名	地位	担当
仮井康裕	常務取締役	交通政策本部長、人財管理本部長 DX戦略室長
横田好明	常務取締役	経営企画室担当、地域共創本部長 バス事業本部長、広報・ブランド戦略室長

(参考) 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員の地位・担当は次のとおりです。

氏名	地位	担当
玉田 和	執行役員	交通政策本部副本部長
山田康敬	執行役員	不動産事業本部副本部長

(注) 当事業年度末日後、2021年4月1日で次のとおり執行役員に就任いたしました。

氏名	地位	担当
末松辰義	執行役員	地域共創本部副本部長
小島亮二	執行役員	経営管理本部副本部長、経営企画室長
八木康夫	執行役員	人財管理本部副本部長
東 耕一	執行役員	電車事業本部副本部長
山根辰夫	執行役員	バス事業本部副本部長

## (2) 取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

2019年6月17日に制定した取締役報酬内規（以下、「内規」という。）を踏まえ、代表取締役および企画担当・財務担当・労務担当取締役による協議を経て、取締役の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を作成し、2021年2月12日開催の取締役会において決議しております。

#### イ. 決定方針の内容の概要

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、次のとおりであります。

当社の事業は運輸業を中心とする公共性の高い事業であり、個々の取締役の報酬の決定に際しては、将来に向けて持続可能な安定した企業経営を継続して推進するため、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

取締役の個人別の報酬は、内規に基づき、株主総会で承認された総額範囲内で、決定するものとする。各取締役の報酬は、固定報酬とし、地位、担当職務、在籍年数、年度業績および各取締役の業績寄与度を勘案し、年度毎に決定のうえ月例支給とする。

取締役の個人別の報酬額については、内規に基づき代表取締役および企画担当・財務担当・労務担当各取締役による協議の内容を取締役会において報告したうえで、代表取締役一任の決議により、代表取締役社長が決定する。代表取締役社長は、当該協議の内容および内規に従って決定しなければならないものとする。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、内規に基づき算出した原案について、代表取締役および企画担当・財務担当・労務担当取締役による協議を経て、取締役会決議により代表取締役に一任することとしております。代表取締役は、当該協議の内容に従って取締役の個人別の報酬等の内容の決定をしなければならないことになっており、2020年6月26日開催の取締役会で、その協議が適切に実施されていることを確認していることから、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬等の額は、2012年6月28日開催の第103回定時株主総会において年額250百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。

当社監査役の報酬等の額は、2012年6月28日開催の第103回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

#### ③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月26日開催の取締役会において、代表取締役社長棕田昌夫氏に取締役の個人別の報酬等の額の決定を一任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の月額報酬分、賞与分、使用人分、代表権分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役が最も適していると判断したからであります。

## ④取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (2)	191百万円 (8)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	40 (19)
計	14	231

- (注) 1.業績連動報酬の支給はありません。  
2.非金銭報酬等の支給はありません。  
3.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および各社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (4) 社外役員に関する事項

## ①重要な兼職先と当社との関係

取締役の田村興造氏は、広島ガス株式会社の代表取締役会長を兼務しております。同社は、当社と一般消費者としての通常の取引を行っております。同社は当社株式数の2.0%を保有する大株主であります。

## ②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	田 村 興 造	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、上場会社の経営者としての経験と知識から、適宜意見を述べております。
社外監査役	坂 井 康 成	当事業年度開催の取締役会12回、監査役会14回の全てに出席し、金融機関での経験と財務および会計に関する知識から、適宜意見を述べております。
社外監査役	川 上 清 一	当事業年度開催の取締役会12回、監査役会14回の全てに出席し、税理士としての経験と知識から、適宜意見を述べております。

## ③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役には、業務執行を客観的な視点で独立性をもって監督し、当社グループの持続的成長と企業価値向上に寄与することを期待しており、社外取締役の田村興造氏は、当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、上場会社の経営者としての豊富な経験を活かし、積極的に意見・提言を述べております。また、年2回定期的に開催する監査役との意見交換会に出席し、中立的・客観的な立場から取締役会の実効性評価と当社の監査実施状況に対する適切な意見・提言を述べております。

### 3. 会計監査人に関する事項

#### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

#### (2) 報酬等の額

内 容	金 額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	37 百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	0
③当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法にもとづく監査の報酬等の額を含めておりません。
2. 当社の子会社の広島観光開発株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の計算関係書類の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### (3) 非監査業務の内容

税務に関するアドバイザリー業務

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

## 4. 業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針について取締役会決議により次のとおり定め、本方針に従い適法かつ効率的な企業活動を推進しております。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役が重要事案の決定を行うにあたっては、法令および定款に則り定めた取締役会規程および経営会議規程に基づき、取締役会や経営会議において適法性・妥当性の有無をはじめとした総合的な検討を行う。また、取締役は、取締役会や経営会議において職務の執行に関する報告を迅速に行い、他の取締役は報告された内容に対し法令および定款の遵守の状況を監督する。

執行役員は、自ら執行する職務の執行状況をその職務を担当する取締役に随時報告し、重要な執行状況に関しては取締役会や経営会議で迅速に報告する。担当取締役および他の取締役は、報告された内容に対し法令および定款の遵守の状況はもとより、執行役員による職務の執行状況を監督する。

使用人が日常の職務を執行するにあたっては、業務の組織的かつ効率的な運営を図るために定めた職務権限規程に基づき、稟議手続規程に従って起案した決裁文書により意思決定を行い、会社組織として適法・適正に職務を執行する。

当社は、財務報告の作成および開示にあたっては、有効な内部統制システムの整備・運用を行い、財務報告の適正性を確保する。また、取締役会規程および経営会議規程その他の社内規程について、規程類管理規程に定める手続きに従い、常に最新の法令に基づき改正を行い、取締役および使用人への周知徹底に努める。

当社は、警察や顧問弁護士等と連携し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録および経営会議開催記録については、法令および社内規程に基づき作成し、職務所管部署において適切に保存・管理する。

取締役会および経営会議に付議し承認された議案書並びに決裁文書については、各起案部署において適切に保存・管理する。

契約書等、取締役の職務の執行に係る重要な文書については、契約締結部署、職務所管部署において適切に保存・管理する。

株主総会議事録はもとより、取締役会議事録、経営会議開催記録をはじめとした取締役の職務の執行にあたっての意思決定を記録した文書、契約書等、取締役の職務の執行に係る重要な文書の保存・管理については、その方法・年限等を定めた文書管理規程および情報セキュリティ規程に基づき適切に行う。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社リスクや緊急対応を要するリスクが発生した場合には、代表取締役社長はリスク対応統括責任者として各取締役を指揮し、各取締役はリスク対応統括責任者のもとで担当部門を指揮することにより、リスク発生による損害を最小限に止める。

電車・バス事業におけるリスクについては、第一の使命である安全運行を確保するため、電車、バス部門ごとに制定した安全管理規程をはじめとする社内規程に基づき、リスクの発生時には迅速かつ的確に対応する。また、各部門の指導・教育担当部署は、使用人に対し、定期的にリスク発生の回避およびリスク発生時の損害を最小限に止めるための迅速な対応について指導・教育を行う。

不動産事業におけるリスクについては、土地・建物の賃貸・販売および保有により発生が予想されるリスクを抽出し、リスク発生時の迅速かつ的確な対応をあらかじめ想定することにより、リスク発生の回避およびリスク発生時の損害を最小限に止めるように努める。

当社が行う事業における新たな事業機会の検討・実施にあたっては、想定されるリスクについて必要に応じて外部の専門家の意見・助言を取り入れながら十分な検討を行い、事業の実施にあたっては、想定されるリスクを排除しまたはでき得る限り縮小させたうえで実施する。

取締役、執行役員およびその他の使用人は、職務の執行の過程におけるリスクを回避するため、法律上の判断を要する場合には顧問弁護士に、会計上の判断を要する場合には会計監査人にそれぞれ適宜相談し、得られた助言・提案をもとに職務を行う。



#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、電車、バスおよび不動産部門からなる事業本部制を採用し、会社組織全体に関わる企画・管理部門を含めた組織体制のもとで、横断的な業務の運営により、効率的な経営を行う。各本部の業務執行責任者は取締役または執行役員が務め、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図る。

当社は、取締役の職務執行を効率的に行うため、取締役会については原則として毎月1回以上、経営会議については原則として毎週開催し、取締役相互による活発な議論を経たうえで重要事案に対する意思決定を行う。

また、取締役会決議により、取締役に準ずる地位を有する重要な使用人として執行役員を選任し、代表取締役の指揮命令のもとで会社の重要な業務を執行させることにより、効率的な経営を行う。なお、経営会議には執行役員が構成員として出席し、取締役および執行役員による活発な議論と重要かつ最新の経営情報の共有のもとで、意思決定を行う。

取締役は、長期にわたる安定した収益構造の構築を基礎としつつ経営環境の変化への迅速な対応を目的として策定した経営総合3ヵ年計画を着実に推進し、進捗状況について定期的にフォローアップを行い、適正かつ効率的な経営により利益の確保に努める。

#### (5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社の運営管理において、総合企業体としての利益を確保するために関係会社統括要綱を定め、関係会社各社の自主的経営を尊重しつつ、重要事案の決定にあたっては当社への事前協議を求め、また、経営上の重要事項については当社への報告を求める。これらの協議・報告について、当社は必要に応じて取締役会において情報を共有するなどの方法により当該内容の適法性・妥当性やリスク発生の可能性について確認を行い、場合によっては顧問弁護士や会計監査人に相談のうえ、総合企業体として適法・適正に業務を執行する。

当社は、監査室および弁護士事務所を内部通報窓口とする企業倫理ヘルプラインの運用等を通じ、当社および関係会社各社における組織的または個人的な法令違反および不正行為等の早期発見と是正を図る。

当社を含めた関係会社各社は、企業集団としての収益性の向上を図るため、必要に応じて関係会社社長会を開催し、情報共有と相互協力により、関係会社各社における適正かつ効率的な業務の推進に努める。また、四半期ごとに関係会社連絡会議を開催し、決算業務に関する法令改正等の情報はじめとした情報共有により、企業集団としての適法・適正かつ効率的な業務の推進に努める。

重要な関係会社は、当社に準じて経営総合3ヵ年計画を策定し、適正かつ効率的な経営により利益の確保に努める。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、各本部から独立した部署である監査室が内部監査を担当しており、監査室所属員は監査役の指示により監査役会の職務を補助する旨を職務権限規程において明確にし、監査役は、職務を補助する者として、監査室所属員を直接使用することができる。

監査室所属員の人事異動に関する事項については、人事担当取締役は事前に監査役と協議する。

- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制並びに関係会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役、執行役員およびその他の使用人は、いつでも監査役の求めに応じて職務の執行状況を報告する。

また、取締役、執行役員およびその他の使用人並びに関係会社統括要綱に定める関係会社の取締役、監査役および使用人は、職務執行の過程において、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令および定款に違反するおそれのある事実その他重大な疑義が生じた場合には、監査役へ速やかに報告を行う。当社および関係会社各社は、これらの事実を監査役に報告した者に対し、報告したことを理由とした不利な取扱いを行わない。企業倫理ヘルプラインに関する規程に基づいて通報した者に対しても、通報したことを理由とした不利な取扱いを行わない。

重要な決裁文書については、稟議手続規程に基づき、速やかに常勤監査役へ通知する。

- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行において必要と認められる費用または債務に対して、監査役からの請求に基づき、速やかに支弁する。

### (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針に従い、取締役会および経営会議その他の重要な会議に出席し、重要事案に対する協議の内容や意思決定の過程を把握するとともに、取締役および執行役員がこれらの重要な会議で適宜行う業務執行の状況報告を聴取する。

なお、取締役、執行役員およびその他の使用人は、重要な会議の開催にあたり、必要に応じて監査役へ事前に通知し、監査役の取締役、執行役員およびその他の使用人の職務執行に対する監査の機会を確保する。

当社は、代表取締役社長と監査役との情報交換会を、年2回定期的に開催する。

また、上半期・下半期ごとに行われる監査役による定期監査では、課長および室長・部長へのヒアリングを実施し、日常の職務執行に関する詳細な聴取を行い、定期監査終了後に監査結果の報告並びに取締役および執行役員に対する職務執行についてのヒアリングを行う目的で、各取締役および執行役員と監査役との間で情報交換会を開催する。

## 5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記「業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針」に掲げた体制の整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりであります。

### (1) コンプライアンスに関する取組み

当事業年度は、取締役会を12回開催し、活発な議論による意思決定を実施しております。また、取締役会で決定した経営の基本方針・基本計画に基づき、重要な業務の執行等について審議、決定する経営会議を44回開催しており、取締役は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを相互に監督しております。

当社の取締役および使用人によるコンプライアンスの徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、当社の役員および社員が従うべき行動準則として「広島電鉄社員行動規範」を定め、冊子の配布とともに社員教育に活用しております。

また、労働法規等、全社的な周知と遵守が求められる法令改正にあたっては、関連する社内規程類および制度の変更等に合わせ、社内規程や法令に関する説明会・研修会を実施し、社員のコンプライアンス意識の向上に努めております。

企業倫理ヘルプラインの社内通報窓口である監査室に内部通報専用外線電話を開設するとともに、グループ社員が日常的に利用するイントラネットのトップ画面に「企業倫理相談窓口」メニューを設置して、制度の周知と通報しやすい環境づくりを推進しております。

### (2) リスク管理に関する取組み

当社は、経営総合3ヵ年計画の策定にあたり、企業経営に重大な影響を与えるリスクを選定のうえ、必要な対策を実施しております。

特に運輸業においては、電車およびバス部門の業務執行責任者を安全統括管理者として輸送の安全確保に取り組んでおります。また、内部監査を担当する監査室が主体となって定期的に運輸安全マネジメント監査を行い、その結果を踏まえて、代表取締役社長の関与のもとマネジメントレビューを実施しております。

その他、災害等の緊急対応を要するリスクの発生に対して、社内規程や事業継続計画（BCP）等を整備し、訓練等を通じて各種計画の見直しや対策の実効性の向上を図っております。

### (3) 関係会社における業務の適正の確保

関係会社統括要綱に定める事前協議事項および報告事項について、親会社の立場からその内容を随時確認しております。また、四半期ごとに関係会社連絡会議を開催し、半期ごとに関係会社に対してのヒアリングを実施しているほか、当事業年度は広電グループとしての経営方針に関する情報共有を図るために関係会社社長会を開催し、企業集団としての適法・適正な業務の推進に必要な情報の適時共有に努めております。

### (4) 監査役の監査が実効的に行われることの確保

各監査役は、取締役会および監査役会の全てに出席し、監査役の立場で適宜意見を述べております。

代表取締役社長と監査役の相互認識を深める観点から、定期的な会合を年2回開催し、両者で意見交換を行うとともに、代表取締役社長の諸課題への取組み状況を確認しております。また、各取締役および執行役員と監査役との情報交換会や、関係会社各社の監査役による情報連絡会をそれぞれ年2回定期的に開催するほか、社外取締役と監査役との情報交換会を開催するなど、監査役の実効的な監査に資する情報の提供および意見交換の機会を設けております。

監査役と内部監査部門の連携を図るため、監査室は、内部監査の結果を監査役へ報告するとともに、監査役監査の補助業務も行っております。また、監査役監査の監査体制を支援し、監査費用等の環境整備を行っております。

---

※ 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。  
また、比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>13,473</b>
現金及び預金	5,287
受取手形及び売掛金	2,228
販売土地及び建物	3,433
未成工事支出金	78
商品及び製品	55
原材料及び貯蔵品	591
その他	1,801
貸倒引当金	△4
<b>固定資産</b>	<b>78,648</b>
有形固定資産	70,700
建物及び構築物	18,202
機械装置及び運搬具	5,968
土地	43,837
建設仮勘定	1,918
その他	773
無形固定資産	594
借地権	28
その他	566
投資その他の資産	7,353
投資有価証券	4,106
長期貸付金	55
繰延税金資産	213
退職給付に係る資産	2,447
その他	594
貸倒引当金	△64
<b>資産合計</b>	<b>92,121</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>22,558</b>
支払手形及び買掛金	986
短期借入金	8,301
1年内償還予定の社債	87
未払金	2,979
未払法人税等	383
未払消費税等	894
未払費用	1,709
預り金	2,341
賞与引当金	1,022
役員賞与引当金	13
その他	3,837
<b>固定負債</b>	<b>30,178</b>
社債	137
長期借入金	13,376
繰延税金負債	1,177
再評価に係る繰延税金負債	9,936
退職給付に係る負債	1,277
その他	4,273
<b>負債合計</b>	<b>52,737</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>14,237</b>
資本金	2,335
資本剰余金	2,011
利益剰余金	9,968
自己株式	△77
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>24,157</b>
その他有価証券評価差額金	983
土地再評価差額金	22,349
退職給付に係る調整累計額	823
<b>非支配株主持分</b>	<b>989</b>
<b>純資産合計</b>	<b>39,384</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>92,121</b>

# 連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>営業収益</b>		<b>25,409</b>
<b>営業費</b>		
運輸業等営業費及び売上原価	25,028	
販売費及び一般管理費	6,438	31,467
<b>営業損失</b>		<b>6,057</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	0	
受取配当金	124	
受託工事収入	507	
その他	120	753
<b>営業外費用</b>		
支払利息	186	
持分法による投資損失	17	
受託工事費用	507	
その他	33	745
<b>経常損失</b>		<b>6,049</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	12	
投資有価証券売却益	45	
工事負担金等受入額	553	
運行補助金	2,292	
受取補償金	806	
新型コロナウイルス感染症に係る助成金	1,822	
その他	25	5,558
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	22	
固定資産除却損	251	
固定資産圧縮損	1,065	
減損損失	839	
投資有価証券評価損	0	
事業撤退損	39	
その他	1	2,220
<b>税金等調整前当期純損失</b>		<b>2,711</b>
法人税、住民税及び事業税	113	
法人税等調整額	615	729
<b>当期純損失</b>		<b>3,440</b>
非支配株主に帰属する当期純損失		148
<b>親会社株主に帰属する当期純損失</b>		<b>3,291</b>

# 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8,529</b>
現金及び預金	1,889
未収運賃	304
未収金	1,971
未収収益	29
短期貸付金	10
販売土地及び建物	3,312
貯蔵品	537
前払金	157
前払費用	11
その他の流動資産	305
<b>固定資産</b>	<b>72,251</b>
鉄・軌道事業固定資産	15,458
自動車事業固定資産	13,539
不動産事業固定資産	32,702
各事業関連固定資産	2,636
建設仮勘定	1,894
投資その他の資産	6,019
関係会社株式	882
投資有価証券	3,639
長期貸付金	743
前払年金費用	1,218
その他の投資等	799
貸倒引当金	△1,264
<b>資産合計</b>	<b>80,781</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>22,039</b>
短期借入金	10,165
1年内償還予定の社債	87
未払金	2,797
未払費用	1,281
未払法人税等	280
未払消費税等	800
預り連絡運賃	105
預り金	1,522
前受運賃	481
前受金	3,379
前受収益	169
賞与引当金	809
その他の流動負債	158
<b>固定負債</b>	<b>26,780</b>
社債	137
長期借入金	12,220
繰延税金負債	808
再評価に係る繰延税金負債	9,936
退職給付引当金	493
関係会社事業損失引当金	142
その他の固定負債	3,040
<b>負債合計</b>	<b>48,819</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>8,635</b>
資本金	2,335
資本剰余金	1,975
資本準備金	1,971
その他資本剰余金	4
利益剰余金	4,378
利益準備金	225
その他利益剰余金	4,153
圧縮積立金	50
繰越利益剰余金	4,103
自己株式	△55
<b>評価・換算差額等</b>	<b>23,326</b>
その他有価証券評価差額金	976
土地再評価差額金	22,349
<b>純資産合計</b>	<b>31,961</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>80,781</b>



# 損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>鉄・軌道事業</b>		
営業収益	4,698	
営業費	6,653	
営業損失		1,954
<b>自動車事業</b>		
営業収益	7,298	
営業費	10,809	
営業損失		3,510
<b>不動産事業</b>		
営業収益	5,042	
営業費	3,525	
営業利益		1,517
<b>全事業営業損失</b>		<b>3,948</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	186	
その他の収益	959	1,146
<b>営業外費用</b>		
支払利息	176	
その他の費用	1,098	1,275
<b>経常損失</b>		<b>4,077</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	12	
投資有価証券売却益	42	
工事負担金等受入額	544	
運行補助金	1,350	
受取補償金	728	
新型コロナウイルス感染症に係る助成金	1,298	3,976
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	22	
固定資産除却損	260	
固定資産圧縮損	1,005	
減損損失	820	
関係会社株式評価損	235	
投資有価証券評価損	0	
その他	1	2,345
<b>税引前当期純損失</b>		<b>2,446</b>
法人税、住民税及び事業税	13	
法人税等調整額	383	397
<b>当期純損失</b>		<b>2,843</b>

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

広島電鉄株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下 西 富 男 ㊟

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 横 澤 悟 志 ㊟

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、広島電鉄株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、広島電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

広島電鉄株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下 西 富 男 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 横 澤 悟 志 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、広島電鉄株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

広島電鉄株式会社 監査役会

常勤監査役 尾 崎 宏 明 ㊞

社外監査役 坂 井 康 成 ㊞

社外監査役 川 上 清 一 ㊞

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 議案 取締役10名選任の件

現在の取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の地位	取締役会出席回数
1	再任	椋田昌夫 (むくだ まさお)	代表取締役社長	12回/12回
2	再任	仮井康裕 (かりい やすひろ)	常務取締役	12回/12回
3	再任	横田好明 (よこた よしあき)	常務取締役	12回/12回
4	再任	瀬崎敏正 (せざき としまさ)	取締役	11回/12回
5	再任	岡田茂 (おかだ しげる)	取締役	12回/12回
6	再任	平町隆典 (ひらまち たかのり)	取締役	12回/12回
7	再任	立岩薫 (たていわ かおる)	取締役	12回/12回
8	再任 社外 独立役員	田村興造 (たむら こうぞう)	取締役	12回/12回
9	新任 社外 独立役員	荒本徹哉 (あらもと てつや)	—	—
10	新任 社外 独立役員	平田かおり (ひらた かおり)	—	—



候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p><b>再任</b></p> <p>むくだ まさお 棕田 昌夫 (1946年11月24日生)</p> <p>取締役会への出席状況 12/12回</p>	<p>1969年3月 当社入社 2003年6月 当社取締役M・Sカンパニープレジデント 2008年6月 当社常務取締役 2010年6月 当社専務取締役 2013年1月 当社代表取締役社長(現在) 2015年9月 当社代表取締役社長バス活性化推進本部、 交通政策本部、電車事業本部管掌</p> <p><b>(重要な兼職の状況)</b> (株)グリーンバース・ヒロデン 代表取締役社長 広島観光開発(株) 代表取締役会長 (株)交通会館 代表取締役社長 広島ゴルフ観光(株) 代表取締役社長</p>	43,700株
<p><b>取締役候補者とする理由</b></p> <p>棕田昌夫氏は、当社グループの事業全般に精通し、当社グループの経営を適切に遂行できる豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社グループの持続的成長と企業価値の向上を推し進めることができること、人格、識見に優れ、長年にわたる当社経営者としての経験とともに、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
2	<p><b>再任</b></p> <p>かりい やすひろ 仮井 康裕 (1959年9月25日生)</p> <p>取締役会への出席状況 12/12回</p>	<p>1983年3月 当社入社 2013年6月 当社取締役バスカンパニープレジデント 2014年1月 当社取締役バス事業担当、バス事業本部長 2015年9月 当社取締役バス活性化推進本部長 人財管理本部長(現在) 2019年2月 当社取締役 交通政策本部長(現在) 2020年6月 当社常務取締役(現在) 2021年4月 当社DX戦略室長(現在)</p>	5,400株
<p><b>取締役候補者とする理由</b></p> <p>仮井康裕氏は、2013年に当社取締役に就任後、交通政策、人事に関する業務の他、DX戦略等において重要な役割を果たしていること、当社グループの経営を適切に遂行できる豊富な経験と幅広い知見により代表取締役社長を補佐し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p><b>再任</b></p> <p>横田 好明 (1963年5月8日生)</p> <p>取締役会への出席状況 12/12回</p>	<p>1988年3月 当社入社</p> <p>2015年6月 当社取締役経営企画本部長</p> <p>2015年9月 当社取締役交通政策本部長</p> <p>2019年2月 当社取締役 バス事業本部長 (現在)</p> <p>2020年6月 当社常務取締役 (現在)</p> <p>2021年4月 当社経営企画室担当 (現在) 地域共創本部長 (現在) 広報・ブランド戦略室長 (現在)</p>	3,900株
<p><b>取締役候補者とする理由</b></p> <p>横田好明氏は、2015年に当社取締役に就任後、経営企画、バス事業を統括する業務の他、地域との協働、広報・ブランド戦略等において重要な役割を果たしていること、当社グループの経営を適切に遂行できる豊富な経験と幅広い知見により代表取締役社長を補佐し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
4	<p><b>再任</b></p> <p>瀬崎 敏正 (1966年3月15日生)</p> <p>取締役会への出席状況 11/12回</p>	<p>1989年3月 当社入社</p> <p>2013年4月 当社執行役員不動産第二営業グループマネジャー</p> <p>2014年1月 当社執行役員不動産事業本部長</p> <p>2015年6月 当社取締役不動産事業本部長 (現在)</p> <p><b>(重要な兼職の状況)</b></p> <p>広電建設(株) 代表取締役社長</p>	4,100株
<p><b>取締役候補者とする理由</b></p> <p>瀬崎敏正氏は、2015年に当社取締役に就任後、不動産の分譲・販売、賃貸および開発の他、不動産の保守管理や不動産事業の効率的で円滑な運営をサポートする業務において重要な役割を果たしていること、その豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
5	<p><b>再任</b></p> <p>岡田 茂 (1966年2月10日生)</p> <p>取締役会への出席状況 12/12回</p>	<p>1989年3月 当社入社</p> <p>2013年4月 当社執行役員経理管理グループマネジャー</p> <p>2014年1月 当社執行役員経営管理本部長</p> <p>2015年6月 当社取締役経営管理本部長 (現在)</p>	3,600株
<p><b>取締役候補者とする理由</b></p> <p>岡田茂氏は、2015年に当社取締役に就任後、財務、総務、広報、購買、広告および情報システム等に関する業務において重要な役割を果たしていること、その豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	<b>再任</b> <small>ひらまち たかのり</small> <b>平町 隆典</b> (1956年2月18日生) 取締役会への出席状況 12/12回	1982年3月 当社入社 2013年4月 当社執行役員電車輸送企画グループマネジャー 2014年1月 当社執行役員電車事業本部長 2015年6月 当社取締役電車事業本部長 (現在)	6,900株
	<b>取締役候補者とする理由</b> 平町隆典氏は、2015年に当社取締役に就任後、電車事業を統括する業務において重要な役割を果たしていること、その豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。		
7	<b>再任</b> <small>たていわ かおる</small> <b>立岩 薫</b> (1958年2月1日生) 取締役会への出席状況 12/12回	1981年4月 広島市採用 2010年4月 道路交通局都市交通部長 2013年4月 同局次長 2015年4月 安佐北区長 2018年4月 当社入社 2018年4月 当社参与 2018年6月 当社取締役交通政策部担当 2020年6月 当社取締役交通政策本部副本部長 (現在) 交通政策担当 (現在)	1,400株
	<b>取締役候補者とする理由</b> 立岩薫氏は、2018年に当社取締役に就任後、地方自治体において交通行政の責任者等を歴任した経験を活かし、交通政策に関する業務において重要な役割を果たしていること、その豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。		
8	<b>再任 社外 独立役員</b> <small>たむら こうぞう</small> <b>田村 興造</b> (1951年6月22日生) 取締役会への出席状況 12/12回	1977年4月 広島ガス(株)入社 2009年6月 同社取締役執行役員経営統括本部経営企画部長 2010年4月 同社代表取締役社長 社長執行役員 2012年6月 当社社外取締役 (現在) 2017年6月 広島ガス(株)代表取締役会長 (現在)	なし
	<b>社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要</b> 田村興造氏は、2012年に当社社外取締役に就任後、上場会社の経営者としての豊富な経験を活かし、積極的な意見・提言を通じて、当社の業務執行を客観的な視点で独立性をもって監督していただいていること、その豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していただいていること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。		

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	<b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b> <small>あらかもと てつや</small> 荒本 徹哉 (1955年2月3日生) 取締役会への出席状況 —	1977年4月 広島市採用 2011年7月 広島市副市長 2015年7月 (株)広島バスセンター代表取締役社長 2020年4月 学校法人広島文化学園副理事長 (現在)	6,000株
	<b>社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要</b> 荒本徹哉氏は、地方自治体における都市整備に関する業務の責任者や、公共交通に関わる企業の経営者等を歴任した経験を活かし、街づくりや交通政策の推進について、客観的な視点で独立性をもって監督していただけること、その豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していただけること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、社外取締役候補者となりました。		
10	<b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b> <small>ひらた</small> 平田 かおり (1973年11月26日生) 取締役会への出席状況 —	2002年10月 福岡県弁護士会弁護士登録 2006年7月 広島弁護士会弁護士登録 2015年4月 広島弁護士会副会長 中国地方弁護士連合会理事 2016年4月 広島弁護士会労働法制委員会委員長 2017年4月 広島市固定資産評価審査委員会委員 (現在)	なし
	<b>社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要</b> 平田かおり氏は、弁護士として、特に人事・労務分野において豊富な経験と実績を有しており、当社グループの人事戦略の推進について、客観的な視点で独立性をもって監督していただけること、女性の取締役としてダイバーシティの推進とともに、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していただけること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 田村興造氏、荒本徹哉氏および平田かおり氏は社外取締役候補者であります。なお、田村興造氏は現に社外取締役であり、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定および定款第29条により、社外取締役田村興造氏との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としており、本総会において、再任され就任した場合、本契約を継続する予定であります。なお、荒本徹哉氏および平田かおり氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補償することとしております。なお、各候補者は選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新することを予定しております。
5. 当社は、田村興造氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。荒本徹哉氏および平田かおり氏につきましても、本議案の承認可決を前提に、同取引所に届け出ております。

以上

メ 七

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for writing.

メ 七

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for writing practice.

メ 七

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for writing.

# 株主総会会場ご案内図

## 広電本社ビル 3階会議室

広島市中区東千田町二丁目9番29号



### 【交通機関のご案内】

当社電車にて次の路線をご利用ください。「広電本社前」電停下車すぐです。

- ・ 1号線 (広島駅～紙屋町東～広島港)
- ・ 3号線 (広電西広島～紙屋町西～宇品二丁目・広島港)
- ・ 7号線 (横川駅～紙屋町西～広電本社前)

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。